

議第 5 9 号

令和 8 年度金山町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 8 年度金山町一般会計補正予算（第 5 号）について別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

令和 8 年度山形県中学校総合体育大会及び東北中学校体育大会において金山中学校の生徒が顕著な成績を収めたことから、大会への選手派遣を支援するために早急に補正予算を定める必要があったため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 8 年 9 月 4 日提出

金 山 町 長 佐 藤 英 司

専第 1 2 号

令和 8 年度金山町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

令和 8 年度金山町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり定め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 8 月 1 2 日専決

金 山 町 長 佐 藤 英 司

令和 8 年度 金山町一般会計補正予算 (第 5 号)

金 山 町

令和 8 年度金山町一般会計補正予算 (第 5 号)

令和 8 年度金山町一般会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 5 1 4, 8 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		128,447	2,000	130,447
	1 繰越金	128,447	2,000	130,447
歳入合計		5,512,800	2,000	5,514,800

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		563,724	2,000	565,724
	3 中学校費	78,484	2,000	80,484
歳出合計		5,512,800	2,000	5,514,800

金山町

(単位：千円)

[illegible]

[illegible]

9

[illegible]

10

2 歳 入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰 越 金	128,447	2,000	130,447
	1		繰 越 金	128,447	2,000	130,447
		1	繰 越 金	128,447	2,000	130,447
歳 入 合 計				5,512,800	2,000	5,514,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	2,000	前年度繰越金 2,000

3 歳 出

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10			教 育 費	563,724	2,000	565,724		2,000
	3		中学校費	78,484	2,000	80,484		2,000
		2	教育振興費	15,843	2,000	17,843		2,000
歳 出 合 計				5,512,800	2,000	5,514,800		2,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	2,000	県中学校総合体育大会等選手派遣補助金 2,000